

【表紙】

【提出書類】	四半期報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の4の7第1項
【提出先】	中国財務局長
【提出日】	平成24年7月13日
【四半期会計期間】	第23期第1四半期（自平成24年3月1日至平成24年5月31日）
【会社名】	株式会社ティーツー
【英訳名】	TAY TWO CO.,LTD.
【代表者の役職氏名】	代表取締役社長 堀 久志
【本店の所在の場所】	岡山市北区今村650番111 (同所は登記上の本店所在地であり、実際の業務は下記にて行っております。)
【電話番号】	該当事項はありません。
【事務連絡者氏名】	該当事項はありません。
【最寄りの連絡場所】	東京都品川区西五反田七丁目1番1号住友五反田ビル5F
【電話番号】	03-(5719)-4580(代表)
【事務連絡者氏名】	取締役副社長 荒井 薫
【縦覧に供する場所】	株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

回次	第22期 第1四半期 累計期間	第23期 第1四半期 累計期間	第22期 事業年度
会計期間	自平成23年3月1日 至平成23年5月31日	自平成24年3月1日 至平成24年5月31日	自平成23年3月1日 至平成24年2月29日
売上高(千円)	8,452,438	8,028,154	36,188,221
経常利益(千円)	172,317	219,650	739,660
四半期純利益又は四半期(当期) 純損失() (千円)	140,483	112,646	19,549
持分法を適用した場合の投資利益 又は投資損失() (千円)	1,356	8,384	19,761
資本金(千円)	1,165,507	1,165,507	1,165,507
発行済株式総数(株)	551,400	526,400	551,400
純資産額(千円)	5,299,659	5,411,587	5,366,339
総資産額(千円)	10,758,629	11,662,399	12,220,114
1株当たり四半期純利益金額又は 四半期(当期)純損失金額() (円)	271.34	217.57	37.76
潜在株式調整後1株当たり四半期 (当期)純利益金額(円)	-	-	-
1株当たり配当額(円)	-	-	220
自己資本比率(%)	49.2	46.4	43.9

(注) 1. 当社は四半期連結財務諸表を作成しておりませんので、連結会計年度にかかる主要な経営指標等の推移については記載しておりません。

2. 第22期第1四半期累計期間及び第22期事業年度の潜在株式調整後1株当たり四半期(当期)純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期(当期)純損失であるため、記載しておりません。
また、第23期第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

3. 売上高には、消費税等は含まれておりません。

2【事業の内容】

当第1四半期累計期間において、当社グループ(当社及び当社の関係会社)が営む事業の内容について、重要な変更はありません。

なお、平成24年3月30日に株式会社キヅキの第三者割当増資を引き受け、同社を関連会社といたしました。

また、平成24年5月15日付けで当社100%出資子会社となるカードフレックスジャパン株式会社を設立しておりますが、重要性を考慮して、非連結子会社としております。

第2【事業の状況】

1【事業等のリスク】

当第1四半期累計期間において、新たに発生した事業等のリスクはありません。
また、前事業年度の有価証券報告書に記載した事業等のリスクについて重要な変更はありません。

2【経営上の重要な契約等】

当第1四半期会計期間において、新たに締結した重要な契約は次のとおりであります。

プリペイドカード事業に関する契約

相手方の名称 (国名)	契約内容	契約締結年月日(有効期間)
Card Flex Inc. (USA)	プリペイドカード発行、事業運営に関するノウハウの移転とビジネス構築のサポート	平成24年4月20日 (効力発生日から5年間) 終了日90日前までにいずれかの当事者が契約終了の通知をしない限り、5年間自動更新される。

3【財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

(1)経営成績の分析

当第1四半期累計期間におけるわが国経済は、ギリシャを発端とするヨーロッパ財政危機に伴う海外経済の減速を背景に、円高、株価の下落等が企業の収益・財務を圧迫しており、先行きの不透明感が増しております。当社が属する小売・サービス業におきましても、消費マインドの冷え込みは続いており、依然として厳しい環境にあります。

このような経営環境の下、新しい店舗パッケージである3Bee（スリービー）第1号店を神奈川県藤沢市に出店したほか、TSUTAYA単独店を2店舗出店するなど、古本市場店舗のみならずお客様のニーズに応じた店舗パッケージの出店戦略を展開してまいりました。また、店舗運営におきましては、引き続きオペレーションの改善を行い、業務効率化を図ってまいりました。

しかしながら、前第1四半期累計期間には含まれていたアイ・カフェ事業部門が、会社分割により当第1四半期累計期間には含まれておりませんので、当第1四半期累計期間の売上高は80億2千8百万円（前年同期比5.0%減）となり、利益面では店舗及び間接部門の業務効率化が進んだ結果、営業利益は2億2千5百万円（前年同期比44.0%増）、経常利益は2億1千9百万円（27.5%増）、四半期純利益は1億1千2百万円（前年同期は1億4千万円の四半期純損失）となりました。

なお、四半期純利益が大幅に増加した主な要因は、前第1四半期累計期間に資産除去債務に関する会計基準の適用等に伴う3億4千1百万円を特別損失として計上したことによるものであり、加えて経常利益の純増が寄与しております。

(2)財政状態の分析

当第1四半期会計期間末の総資産は116億6千2百万円となり、前事業年度末と比べて5億5千7百万円減少いたしました。これは主に現金及び預金の減少、商品在庫の圧縮によるものです。負債合計は62億5千万円となり、前事業年度末と比べて6億2百万円減少いたしました。これは主に短期借入金への減少によるものです。純資産は54億1千1百万円となり、前事業年度末と比べて4千5百万円増加いたしました。これは配当金の支払いがあった一方で、四半期純利益の計上に伴う利益剰余金の増加によるものです。

(3)事業上及び財務上の対処すべき課題

第1四半期累計期間において、当社が対処すべき課題について重要な変更はありません。

なお、当社は財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針を定めており、その内容等（会社法施行規則第118条第3号に掲げる事項）は次のとおりであります。

財務及び事業の方針の決定を支配するものの在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、現在の社会生活がグローバルな変化と無関係ではいられないことから、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う古本市場店舗の運営等を通じて経済活動をともにするすべてのステークホルダーの利益に最大限の配慮を行い、すべてのステークホルダーの「満足を創る」ことが最も重要であると考えております。このような当社の経営理念の実践を前提として、当社は、資本調達を通じてリスクをご負担いただく株主の皆様が、原則として当社の主権者であると認識しており、株主主権が企業価値（株主価値）と株主共同の利益の確保と向上に資する条件整備、すなわち株主の皆様と経営陣の情報共有に最大限の努力を行う必要があると考えております。

当社の財産の有効な活用、適切な企業集団の形成その他の基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売を行う「古本市場」を中心とするリアル店舗、古本及び新品とリサイクル品のゲーム・CD・DVDの買取・販売をインターネットを通じて行うEC部門等を営んでおり、「ご家族で楽しめる廉価な娯楽の提供」を通じての事業運営を行っております。

当社では、この複合化やリサイクルのノウハウ・システム・人材・取引先との信頼関係を基盤とした事業展開を図ることによって、集客力・競争力を高め、お客様に価値を提供し続け、企業価値の向上を図るとともに地球環境保全という観点だけでなく書籍・映像・音楽・ゲームという分野で文化の一翼を担う社会的使命を果たしてまいりたいと考えております。

このように、当社の事業においては、顧客、従業員、取引先、株主、フランチャイジーにとどまらず、社会的責任をもたらすものとして、地域社会との調和、環境への配慮、文化の伝達など、事業を進めるにあたり広範囲のステークホルダーの利益を最大限に配慮することも重要であると考えております。

従いまして、当社の企業価値は、中長期的な視点に立ち、広範囲のステークホルダーの存在に配慮した事業展開を行うことによって確保・向上されるべきものと考えております。

基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組み（買収防衛策について）の概要

本施策は、大規模買付者が従うべき大規模買付ルールと、大規模買付行為に対して当社がとりうる大規模買付対抗措置から構成されております。

本施策においては、まず、大規模買付ルールとして、大規模買付者に対し、株主及び当社取締役会による判断のための情報提供と、当社取締役会による検討・評価の期間の付与を要請しております。

次に、当社取締役会が、大規模買付対抗措置として、会社法その他の法令及び当社定款によって認められる相当な対抗措置の発動を決議しうることを前提として、その発動の要件を、a.大規模買付者が大規模買付ルールを遵守しない場合又はb.株主意思確認手続において大規模買付対抗措置の発動につき賛同が得られた場合に限定することといたしました。

当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであり、株主共同の利益を損なうものではないこと、会社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

a.当該取組みが会社の支配に関する基本方針に沿うものであること及びその理由

当該取組みは、平成22年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成22年5月26日開催）において決議されましたが、平成24年開催の定時株主総会終結時まで満了を迎えたため、承継・更新することとし、平成24年2月末日までの事業年度に係る定時株主総会（平成24年5月25日開催）において議案として諮り、出席株主の皆様の過半数の賛成を得ております。また、その有効期間は、平成26年開催予定の定時株主総会終結時までとしております。そして、有効期間満了前であっても、企業価値及び株主共同の利益確保又は向上の観点から、関係法令の整備等の状況を踏まえ、本施策を随時見直し、臨時株主総会において本施策を廃止する旨の決議が行われた場合、又は株主総会で選任された取締役で構成される当社取締役会の決議によって本施策を廃止する旨の決議が行われた場合には、本施策は廃止されるものとしております。したがって、当該取組みの継続、廃止又は変更の是非の判断には、株主総会における株主の皆様の意思が反映され、株主の皆様が当社の主権者であるとの基本方針に沿うものであると考えております。

b.当該取組みが株主共同の利益を損なうものではないこと及びその理由

大規模買付ルールは、大規模買付者が大規模買付行為を行うにあたって従うべきルールを定めたものにとどまり、当該ルールの導入時点で新株予約権その他の株券等を発行するものではありませんので、当該時点において株主の皆様及び投資家の権利利益に影響を及ぼすものではありません。したがって、大規模買付ルールは、当社の株主の皆様をして、必要かつ十分な情報をもって大規模買付行為について適切な判断をすることを可能ならしめるものであり、当社の株主共同の利益に資するものと考えております。また、大規模買付対抗措置を発動した場合でも、当該大規模買付行為に係る特定株主グループの株主には、その法的権利又は経済的利益に損失を生ぜしめる可能性があります。それ以外の株主の皆様は、その法的権利又は経済的利益には格別の損失を生ぜしめることは想定しておりません。当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議した場合は、法令及び証券取引所規則に従って、適時に適切な開示を行います。

c.当該取組みが会社役員地位の維持を目的とするものではないこと及びその理由

当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の要件として、客観的かつ明確な要件を定めており、発動の要件に該当するか否かの判断に当社取締役会の恣意的判断の介入する余地を可及的に排除しております。

また、当該取組みにおいては、大規模買付対抗措置の発動の手続を定め、当社取締役会の恣意的な判断を排除しております。

したがって、当該取組みにおいては、当社取締役会が大規模買付対抗措置の発動を決議するにあたり、その判断の客観性・合理性を担保するための十分な仕組みが確保されているものと考えております。

(4)研究開発活動

該当事項はありません。

第3【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

【株式の総数】

種類	発行可能株式総数(株)
普通株式	2,000,000
計	2,000,000

【発行済株式】

種類	第1四半期会計期間末現在発行数(株) (平成24年5月31日)	提出日現在発行数(株) (平成24年7月13日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	526,400	526,400	大阪証券取引所 JASDAQ (スタンダード)	当社は単元株制度は採用しておりません。
計	526,400	526,400	-	-

(注)「提出日現在発行数」欄には、平成24年7月1日からこの四半期報告書提出日までの新株予約権の行使により発行された株式数は含まれておりません。

(2)【新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3)【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4)【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

(5)【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式総数増減数 (株)	発行済株式総数残高(株)	資本金増減額 (千円)	資本金残高 (千円)	資本準備金増減額 (千円)	資本準備金残高 (千円)
平成24年5月31日 (注)	25,000	526,400	-	1,165,507	-	1,119,796

(注)発行済株式総数の増減数は自己株式の消却による減少であります。

(6)【大株主の状況】

当四半期会計期間は第1四半期会計期間であるため、記載事項はありません。

(7) 【議決権の状況】

当第1四半期会計期間末日現在の「議決権の状況」については、株主名簿の記載内容が確認できないため、記載することができないことから、直前の基準日（平成24年2月29日）に基づく株主名簿による記載をしております。

【発行済株式】

平成24年5月31日現在

区分	株式数(株)	議決権の数(個)	内容
無議決権株式	-	-	-
議決権制限株式(自己株式等)	-	-	-
議決権制限株式(その他)	-	-	-
完全議決権株式(自己株式等)	普通株式 33,652	-	-
完全議決権株式(その他)	普通株式 517,748	517,748	-
端株	-	-	-
発行済株式総数	551,400	-	-
総株主の議決権	-	517,748	-

(注) 平成24年5月31日付で25,000株の自己株式の消却を実施し、平成24年5月31日現在の発行済株式総数は526,400株となっております。

【自己株式等】

平成24年5月31日現在

所有者の氏名又は名称	所有者の住所	自己名義所有株式数(株)	他人名義所有株式数(株)	所有株式数の合計(株)	発行済株式総数に対する所有株式数の割合(%)
(株)ティーツー	岡山市北区今村650番111	33,652	-	33,652	6.10
計	-	33,652	-	33,652	6.10

(注) 平成24年5月31日付で25,000株の自己株式の消却を実施し、平成24年5月31日現在の自己株式数は8,652株となっております。

2 【役員の状況】

該当事項はありません。

第4【経理の状況】

1．四半期財務諸表の作成方法について

当社の四半期財務諸表は、「四半期財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第63号）に基づいて作成しております。

2．監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、当第1四半期会計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）及び当第1四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）に係る四半期財務諸表について、三優監査法人による四半期レビューを受けております。

3．四半期連結財務諸表について

「四半期連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（平成19年内閣府令第64号）第5条第2項により、当社では、子会社の資産、売上高、損益、利益剰余金及びキャッシュ・フローその他の項目から見て、当企業集団の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に関する合理的な判断を妨げない程度に重要性が乏しいものとして、四半期連結財務諸表は作成しておりません。

なお、資産基準、売上高基準、利益基準並びに利益剰余金基準による割合は次のとおりであります。

資産基準	1.2%
売上高基準	0.0%
利益基準	7.6%
利益剰余金基準	0.3%

1【四半期財務諸表】
(1)【四半期貸借対照表】

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期会計期間 (平成24年5月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	2,612,008	2,104,281
売掛金	300,329	312,507
有価証券	300,000	300,000
商品	3,907,897	3,774,123
貯蔵品	23,269	29,838
その他	708,924	723,314
流動資産合計	7,852,429	7,244,065
固定資産		
有形固定資産		
建物及び構築物(純額)	853,323	843,229
その他(純額)	704,758	689,196
有形固定資産合計	1,558,081	1,532,425
無形固定資産	284,246	266,814
投資その他の資産		
差入保証金	1,262,971	1,274,843
その他	1,262,384	1,344,249
投資その他の資産合計	2,525,356	2,619,093
固定資産合計	4,367,684	4,418,334
資産合計	12,220,114	11,662,399
負債の部		
流動負債		
買掛金	893,921	862,235
短期借入金	750,000	-
1年内返済予定の長期借入金	781,859	741,294
賞与引当金	68,148	15,495
ポイント引当金	256,888	252,714
資産除去債務	1,170	17,080
その他	671,937	677,656
流動負債合計	3,423,926	2,566,475
固定負債		
長期借入金	2,255,276	2,594,477
退職給付引当金	255,909	261,432
役員退職慰労引当金	177,245	128,621
資産除去債務	406,743	399,452
その他	334,673	300,352
固定負債合計	3,429,848	3,684,336
負債合計	6,853,774	6,250,812

(単位：千円)

	前事業年度 (平成24年2月29日)	当第1四半期会計期間 (平成24年5月31日)
純資産の部		
株主資本		
資本金	1,165,507	1,165,507
資本剰余金	1,119,796	1,119,796
利益剰余金	3,323,466	3,194,030
自己株式	249,199	64,069
株主資本合計	5,359,570	5,415,264
評価・換算差額等		
その他有価証券評価差額金	931	5,445
評価・換算差額等合計	931	5,445
新株予約権	7,700	1,768
純資産合計	5,366,339	5,411,587
負債純資産合計	12,220,114	11,662,399

(2)【四半期損益計算書】
【第1四半期累計期間】

(単位：千円)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
売上高	8,452,438	8,028,154
売上原価	6,081,905	5,666,902
売上総利益	2,370,532	2,361,251
販売費及び一般管理費		
広告宣伝費	35,919	50,459
従業員給料及び賞与	416,829	392,623
パート・アルバイト給与	290,621	292,866
賞与引当金繰入額	14,730	15,495
役員退職慰労引当金繰入額	6,919	5,584
退職給付費用	13,627	14,507
賃借料	506,130	502,102
減価償却費	134,392	113,367
その他	794,652	748,637
販売費及び一般管理費合計	2,213,822	2,135,643
営業利益	156,709	225,608
営業外収益		
受取利息	1,316	904
受取賃貸料	8,920	12,835
補助金収入	17,885	-
その他	5,495	3,037
営業外収益合計	33,617	16,777
営業外費用		
支払利息	10,750	12,522
不動産賃貸費用	7,254	9,883
その他	3	328
営業外費用合計	18,008	22,734
経常利益	172,317	219,650
特別利益		
新株予約権戻入益	20,450	-
特別利益合計	20,450	-
特別損失		
固定資産除却損	1,015	38
店舗閉鎖損失	-	1,855
資産除去債務会計基準の適用に伴う影響額	341,509	-
その他	60,126	-
特別損失合計	402,651	1,894
税引前四半期純利益又は税引前四半期純損失()	209,883	217,756
法人税等	69,399	105,110
四半期純利益又は四半期純損失()	140,483	112,646

【会計方針の変更等】

	当第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
該当事項はありません。	

【四半期財務諸表の作成にあたり適用した特有の会計処理】

	当第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
税金費用の計算	税金費用については、当第1四半期会計期間を含む事業年度の税引前当期純利益に対する税効果会計適用後の実効税率を合理的に見積り、税引前四半期純利益に当該見積実効税率を乗じて計算しております。 なお、法人税等調整額は、法人税等を含めて表示しております。

【追加情報】

	当第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
(会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準等の適用) 当第1四半期会計期間の期首以後に行われる会計上の変更及び過去の誤謬の訂正より、「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準」(企業会計基準第24号平成21年12月4日)及び「会計上の変更及び誤謬の訂正に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第24号平成21年12月4日)を適用しております。	

(持分法損益等)

	前第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
関連会社に対する投資の金額(千円)	159,520	218,545
持分法を適用した場合の投資の金額(千円)	96,028	178,441
持分法を適用した場合の投資利益又は投資損失()の金額(千円)	1,356	8,384

(セグメント情報等)

【セグメント情報】

前第1四半期累計期間(自平成23年3月1日至平成23年5月31日)

(1) 報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

(単位:千円)

	報告セグメント		その他(注)	合計
	マルチパッケージ 販売事業	計		
売上高				
外部顧客への売上高	7,941,058	7,941,058	511,379	8,452,438
セグメント間の内部売上 高又は振替高	-	-	-	-
計	7,941,058	7,941,058	511,379	8,452,438
セグメント利益	444,806	444,806	4,850	449,656

(注) その他の区分は、報告セグメントに含まれない事業セグメントであり、アイ・カフェ及びFamily Martの運営等を含んでおります。

(2) 報告セグメントの利益又は損失の金額の合計額と四半期損益計算書計上額との差額及び当該差額の内容(差異調整に関する事項)

(単位:千円)

利益	金額
報告セグメント計	444,806
「その他」の区分の利益	4,850
全社費用(注)	292,947
四半期損益計算書の営業利益	156,709

(注) 全社費用は、主に当社の管理部門にかかる一般管理費等であります。

(3) 報告セグメントごとの固定資産の減損損失又はのれん等に関する情報

該当事項はありません。

当第1四半期累計期間(自平成24年3月1日至平成24年5月31日)

報告セグメントごとの売上高及び利益又は損失の金額に関する情報

当社は、「マルチパッケージ販売事業」を単一の報告セグメントとしている為、記載を省略しております。

(1株当たり情報)

1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額及び算定上の基礎は、以下のとおりであります。

	前第1四半期累計期間 (自平成23年3月1日 至平成23年5月31日)	当第1四半期累計期間 (自平成24年3月1日 至平成24年5月31日)
1株当たり四半期純利益金額又は1株当たり四半期純損失金額()	271円34銭	217円57銭
(算定上の基礎)		
四半期純利益金額又は四半期純損失金額() (千円)	140,483	112,646
普通株主に帰属しない金額(千円)	-	-
普通株式に係る四半期純利益金額又は四半期純損失金額()(千円)	140,483	112,646
普通株式の期中平均株式数(株)	517,748	517,748
希薄化効果を有しないため、潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額の算定に含めなかった潜在株式で、前事業年度末から重要な変動があったものの概要	-	-

(注) 前第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、潜在株式は存在するものの1株当たり四半期純損失金額であるため記載しておりません。また、当第1四半期累計期間の潜在株式調整後1株当たり四半期純利益金額については、希薄化効果を有している潜在株式が存在しないため記載しておりません。

(重要な後発事象)

該当事項はありません。

2【その他】

該当事項はありません。

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

独立監査人の四半期レビュー報告書

平成24年7月13日

株式会社ティーツー
取締役会 御中

三優監査法人

代表社員
業務執行社員

公認会計士 岩田 亘人 印

業務執行社員

公認会計士 熊谷 康司 印

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、「経理の状況」に掲げられている株式会社ティーツーの平成24年3月1日から平成25年2月28日までの第23期事業年度の第1四半期会計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）及び第1四半期累計期間（平成24年3月1日から平成24年5月31日まで）に係る四半期財務諸表、すなわち、四半期貸借対照表、四半期損益計算書及び注記について四半期レビューを行った。

四半期財務諸表に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して四半期財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない四半期財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した四半期レビューに基づいて、独立の立場から四半期財務諸表に対する結論を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期レビューの基準に準拠して四半期レビューを行った。

四半期レビューにおいては、主として経営者、財務及び会計に関する事項に責任を有する者等に対して実施される質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続が実施される。四半期レビュー手続は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して実施される年度の財務諸表の監査に比べて限定された手続である。

当監査法人は、結論の表明の基礎となる証拠を入手したと判断している。

監査人の結論

当監査法人が実施した四半期レビューにおいて、上記の四半期財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる四半期財務諸表の作成基準に準拠して、株式会社ティーツーの平成24年5月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する第1四半期累計期間の経営成績を適正に表示していないと信じさせる事項がすべての重要な点において認められなかった。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

- (注) 1. 上記は、四半期レビュー報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（四半期報告書提出会社）が別途保管しております。
2. 四半期財務諸表の範囲にはX B R Lデータ自体は含まれていません。